

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 42 号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和 50 年岩手県規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用対象及び要件等)</p> <p>第 3 条の 3 条例第 6 条の 4 第 1 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>県立の大学の教授、助教授、講師及び助手並びに教育機関で知事が定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する職員</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p>別表（第 3 条の 5 関係）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="204 1093 804 1624"><tr><td data-bbox="204 1093 295 1624">第 1 号 区分</td><td data-bbox="295 1093 804 1624">(1) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている給与条例（以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級である<u>もの</u></td></tr><tr><td></td><td>(2) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年 4 月以後の給与等条例」という。）行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級である<u>もの</u></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></table> <p>様式第15号ア（第17条関係）</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 (表) 4 及び 5 欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。この場合、(表) 4 欄の「関連事業主」とは、申請者が就業した事業所が<u>資本</u>の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資</p>	第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている給与条例（以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級である <u>もの</u>		(2) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年 4 月以後の給与等条例」という。）行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級である <u>もの</u>		[略]	<p>(共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用対象及び要件等)</p> <p>第 3 条の 3 条例第 6 条の 4 第 1 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育機関で知事が定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する職員</p> <p>2～6 [略]</p> <p>別表（第 3 条の 5 関係）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="890 1093 1490 1624"><tr><td data-bbox="890 1093 981 1624">第 1 号 区分</td><td data-bbox="981 1093 1490 1624">(1) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている給与条例（以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつた<u>もの</u></td></tr><tr><td></td><td>(2) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年 4 月以後の給与等条例」という。）行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつた<u>もの</u></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td></tr></table> <p>様式第15号ア（第17条関係）</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 (表) 4 及び 5 欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。この場合、(表) 4 欄の「関連事業主」とは、申請者が就業した事業所が<u>資本金</u>の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出</p>	第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている給与条例（以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつた <u>もの</u>		(2) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年 4 月以後の給与等条例」という。）行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつた <u>もの</u>		[略]
第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている給与条例（以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級である <u>もの</u>												
	(2) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年 4 月以後の給与等条例」という。）行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級である <u>もの</u>												
	[略]												
第 1 号 区分	(1) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている給与条例（以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつた <u>もの</u>												
	(2) 平成18年 4 月 1 日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「平成18年 4 月以後の給与等条例」という。）行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつた <u>もの</u>												
	[略]												

等の割合が50%を超えるもの)である他の事業主をいうこと。 8 [略]	資等の割合が50%を超えるもの)である他の事業主をいうこと。 8 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。